

中山道奈良井宿の本陣について

福嶋啓人

I はじめに

本稿は長野県塩尻市の旧奈良井宿にかつて存在した本陣に関する建築的考察を主とする。奈良井は15～16世紀頃の木曾路の整備とともに集落として成立し、豊臣秀吉の支配下となつてからは、木材資源の調達運搬によって木曾路の往来が増加したことを背景に、集落としてさらに発展したとみられる。慶長7年（1602）には徳川家康によって定められた中山道六十七次の宿場町の一つとして奈良井宿が位置づけられた。中山道は東海道と並んで江戸と京・大坂を結ぶ主要街道であり、木曾街道とも呼ばれ、江戸時代を通じて重要な交通路であった。参勤交代の大名行列や御用通行をはじめ、商人の往来や御嶽講社、伊勢や善光寺詣の旅人など多くの往来があり、加えて、江戸中期から幕末にかけては皇族や公家の宮姫方の徳川家への降嫁の行列も通行した。

江戸時代に宿場町として発展した奈良井宿は、明治以降、鉄道や車を利用する交通手段の変化にともない、往来する人々は減少の一途をたどった。戦後の高度経済成長政策が進むにつれて、国土開発や都市化により全国的に歴史環境が著しく破壊されはじめた。こうした社会背景によって、昭和40年代からは町並や集落の建造物群を中心とした歴史環境の保存運動が全国規模で盛んとなり、昭和50年（1975）に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）制度が新設された。この法改正に先立って昭和47・48年（1972・1973）度に、文化庁は全国各地の伝統的な歴史環境を有する集落や町並をリスト化し、昭和49年（1974）度から3カ年計画で伝建地区対策事業を開始し、毎年10カ村ずつ市町村を選定して、国庫補助金を交付して集落や町並の調査が実施された。奈良井宿はこの事業の第1回目の対象地区として選出され、昭和49・50年度に奈良国立文化財研究所（現・奈良文化財研究所、以下、奈文研）と奈良井宿のある楢川村（現・塩尻市）が合同で、町並を中心とした歴史環境に関する実態調査（町並保存対策調査、以下、伝建調査）をおこなった。この調査結果にもとづき、昭和53年（1978）2月に楢川村伝建地区条例が制定され、5月には国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）に選定された。

奈文研では先述の昭和49・50年度の伝建調査をはじめ、重伝建地区選定後も奈良井宿内に位置する個別建造物の詳細調査を多数実施してきた¹。伝建調査では奈良井宿に関する宿絵図²6点の詳細な分析をおこなっているが、平成30年度（2018）に実施した旧中村家

住宅の調査時にこれらの宿絵図の再確認をおこなったところ、これまで未確認であった奈良井宿の本陣に関する絵図面（上間屋手塚家所蔵、以下、本陣絵図面と仮称）を発見した。

宿場町の本陣建築に関する研究分野では一定程度の先行研究の蓄積がある³。しかしながら、各宿場町や地方的特質による差異が大きく、本陣建築の比較検討は未だ途上であるといわざるを得ない状況である。

こうした経緯のもと、本稿はこの新出史料である本陣絵図面の分析を通して、奈良井宿の本陣について歴史的・建築的特徴を読み解き、史料の価値をあきらかにしたい。以下では、まず伝建調査時に分析をおこなった宿絵図6点および奈良井宿の田畑や屋敷地を描いた「屋舗田畑画図面」⁴における本陣の記述を再確認する⁵。次にその他の文献史料から窺い知る本陣に関する情報をまとめ、最後に新出史料である本陣絵図面の分析をおこなうこととする。

II 奈良井宿の各宿絵図にみる本陣

本陣とは大名等が休泊する格式の高い旅籠屋で、奈良井宿では宿の中央部、中町の山側に屋敷を構えていた（図1）。本陣に関する史料は少ないものの、本陣は他の町家とは異なり、主屋が往還に直接面しておらず、往還沿いには門もしくは長屋門を構え、そこからやや引き込んだ場所に主屋を建てたとこれまで想定されてきた⁶。奈良井宿の本陣は江戸時代を通じて亀子九郎右衛門が勤めていた⁷。

まずは先述の宿絵図6点および「屋舗田畑画図面」に記された本陣を確認したい（表1）。なお、伝建調査の報告書である『木曾奈良井』と同様に、本稿においても便宜上、絵図1～6の仮番号を用い、「屋舗田畑画図面」は絵図7とする。

絵図1 宿明細図として貞享3年（1686）に製作された絵図である。絵図1では本陣の敷地形状や本陣主屋の間口、奥行の情報が読み取れる（図2）。往還に面して長屋門が建ち、京側⁸は「九郎右衛門長屋 市兵衛 間口三間 裏へ八間」、江戸側は「九郎右衛門長屋



図1 現在の奈良井と本陣跡の位置

表1 奈良井宿の絵図一覧

仮称	作成年代	名称	作成意図	主な記載内容	寸法(mm)*	所蔵者
絵図1	貞享3年 1686	(町方明細図)	宿明細	町長、町巾、各家の間口・奥行、建物配置、伝馬役・人足役	2,857 × 563	平野家
絵図2	文化元年 1804	奈良井宿絵図面	宿割	各役家の間口・奥行、宿割する家の建物配置、主屋間取	(5,861) × 307	上問屋手塚家
絵図3	天保14年 1843	(奈良井宿職業明細図)	宿明細	各家の商売、伝馬役・人足役	(2,495) × 315	上問屋手塚家
絵図4	天保14年 1843以後 安政2年 1855以前	(奈良井宿宿割図)	宿割	宿割する家の間口・奥行、建物配置、主屋間取、宿長、町巾	5,537 × 429	上問屋手塚家
絵図5	安政2年頃	(奈良井宿宿割図)	宿割	宿割する家の畳数、板間面積	4,640 × 320	楯川歴史民俗資料館
絵図6	安政4～ 慶應4 1868	(奈良井宿宿割図)	宿割	各家の間口・奥行、畳数・土間板間面積	4,450 × 330	楯川歴史民俗資料館
絵図7	天保10年 1839	屋鋪田畑画図面	台帳公図	地番、所持者	420 × 325	塩尻市教育委員会

*表中寸法の丸括弧は絵図に欠損があるもの

空右衛門 小兵衛 間口五間 裏へ八間」とあり、その間に「門の巾三間 門より軒端まで式拾壺間」と記載がある。この「門の巾」が門単独の巾か間口全体を示すものか難しいが、ここでは間口は3間以上とみておく。敷地奥に建つ本陣主屋までは21間の距離とし、敷地の奥行半分を過ぎたあたりで、江戸側に敷地が張り出し、敷地最背面に本陣主屋が建つ。本陣主屋の位置には「本役馬 年寄 九郎右衛門 間口十六間 裏十五間」と記され、本陣主屋は間口16間、奥行15間の規模であったことがわかる。

絵図2 文化元年(1804)製作の宿割図で、各役家の間口や奥行、建物配置、間取りが描かれた史料である。本陣の部分には「本陣九郎右衛門 往還より拾間引込申候」とのみ記される(図3)。つまり、本陣主屋は他の町家とは異なり、往還から10間引き込んだ位置に建ち、往還沿いには門もしくは長屋門などの施設が想定できる。また、本陣主屋は絵図1よりも往還側に近い位置に建つことがわかる。

絵図3 天保14年(1843)製作とみられ、各家の商売や職種が記された明細図である(図4)。明細図という史料の性格上、建物配置の記載はないが、これまでと同位置に「旅籠屋 本陣亀子九郎右衛門」と記され、馬役であることを示す「△」の記号が記される。

絵図4 絵図4は天保14年(1843)以後、安政2年(1855)までに製作されたとみられる宿割図で、各家の間口と奥行、家主名が記載され、多くの家で建物配置や間取りが描かれる。本陣部分には「別絵図面差上申候 御本陣九郎右衛門」と記載され、その他の情報はない(図5)。敷地は京側を小路に面し、江戸側の往還沿いには「明家」があり、この背



図2 絵図1の本陣

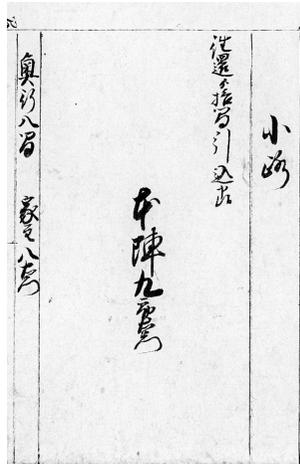


図3 絵図2の本陣



図4 絵図3の本陣

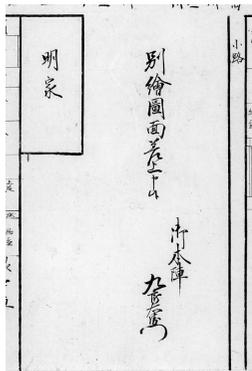


図5 絵図4の本陣



図6 絵図5の本陣

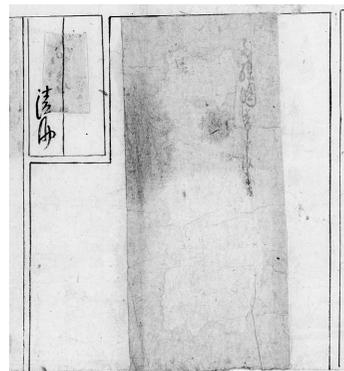


図7 絵図6の本陣

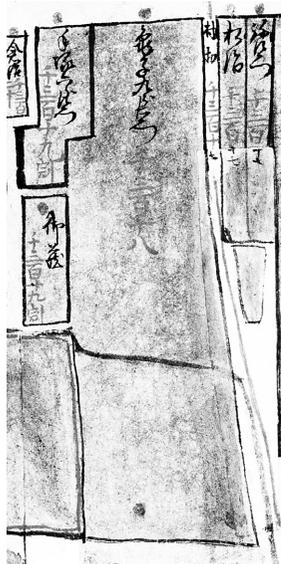


図8 絵図7の本陣

後も本陣の敷地で、敷地中ほどで江戸側に張り出す形状とみられる。

絵図5 安政2年(1855)頃に製作された宿割図で、間取りや間口、奥行の記載はないが、各室の畳数や板間の坪数が記載され、各室の規模が読み取れる史料である。本陣部分には「御本陣 亀子九郎右衛門」と記されるのみで、その他の情報はない(図6)。敷地は絵図4と同じく京側は小路に面する。往還沿いの江戸側隣地は「御用立不申候」と記され、その上に「明地」と書かれた貼紙が付されている。絵図4と同様で、この敷地背面も本陣の敷地とみられる。

絵図6 幕末頃製作の宿割図で、各家の間口と奥行、畳

数と板間の坪数が記される。本陣部分は「別図差上申候」と記載されるが、その上に無記の貼紙がある(図7)。絵図6には明治元年(1868)の岩倉具視の通過に関する付箋もあり、この無記の貼紙は、明治維新前後に亀子家が奈良井宿から移転したことを示すものと考えられる。本陣の敷地は絵図4・5と同様に江戸側の隣家背面側に張り出すが、これまで明家(明地)であった隣地は2筆に分割され、ひとつに「清助」と記される。

絵図7 天保10年(1839)製作の「屋鋪田畑画図面」では、本陣部分に所持者および地番として「亀子九郎右衛門 千三百十八」と記される(図8)。敷地の京側には背後に位置する神明宮へ通じる小路が通り、絵図1や4~6と同じく、江戸側の隣地背面側に敷地間口が広がる。これまでみた宿絵図では不明であった敷地全体が把握でき、他の宿絵図には確認できないものとして、敷地中ほどに神明宮脇から流れる小川の一部が横断していることがわかる。

以上のように、絵図1では本陣の屋敷構えと主屋の規模が把握でき、絵図2では往還から主屋までの距離を知ることができる。絵図7では敷地の全体形状が把握できる。その他の絵図は敷地形状が大まかに把握できるのみであり、本陣の建物に関する情報はない。敷地形状では、絵図1では往還に面した長屋門の間口は11間であり、敷地中ほどから背面側までは江戸側に敷地が張り出して、間口16間の本陣主屋が建つ。絵図2や3では同様の描写はないが、絵図4~7は同様に敷地中ほどから間口を広げており、天保10年製作の絵図7よりも新しい天保14年製作の絵図3が短冊状に描かれることは、絵図3は宿割図ではなく宿明細図であり、敷地形状が簡略化されていると推察される。

これら宿絵図のうち、絵図4と6には本陣に関する別図が存在することがわかる。また別添の記載はないものの、史料の性格から宿割図である絵図2についても別図が存在する可能性は高い。本稿で取り上げる本陣絵図面の製作年代やこれら宿絵図に対応するものであるか否かは、本陣絵図面の分析も踏まえてあきらかにしたい。

Ⅲ 文献史料に記された本陣

先述の宿絵図のほかに、文献史料に記された本陣に関する情報は少ない。先述の「屋鋪田畑画図面」と一対をなす史料として「信州筑摩郡奈良井村検地帳」がある(註4参照)。この検地帳の本陣部分では、享保9年(1724)時点の屋敷地は1反5畝11歩(461坪)であり、天保10年(1839)では1反3畝1歩(331坪)で、10歩(10坪)が手塚源太郎(下間屋手塚家)の所持に変化している。ただし、この検地は実際の測量をもとにはおらず、差出(申告)検地であったとみられ⁹、面積がどの程度正確か不透明ではあるが、屋敷地が享保9年から天保10年の間に130坪縮小していることがわかる。

次に、享和元年（1801）の「御分間御改之節覚書」では、「一、本陣 惣坪数七百三拾六坪、内 建坪百七拾四坪、内 畳敷九拾九坪 板間四拾九坪 土間二十六坪」と記され、本陣の畳敷と板間、土間部分の面積が確認できる。享和元年頃の本陣は敷地全体で736坪とし、建坪は174坪であった。加えて、天保14年（1843）の調査記録として、「中山道宿村大概帳」には「本陣 凡建坪百七拾四坪 中町壱軒 門構・玄関附」とあり、本陣は建坪174坪で、門もしくは長屋門を構え、主屋には玄関（式台）が存在したことが指摘できる¹⁰。貞享3年（1686）製作の絵図1では、本陣主屋は間口16間、奥行15間とし、建坪は240坪であったが、享和元年では174坪に規模が縮小し、天保14年まで同規模で推移したことがわかる。

IV 新出史料「本陣絵図面」について

続いて新出史料である本陣絵図面の記載内容を確認していきたい。当史料は奈良井宿の中町に位置する上問屋手塚家に所蔵されていた。本紙は他の史料とともに封筒に入れて保管されており、封筒表書に「本陣絵図面」と記載がある。本陣絵図面は縦76.8cm、横27.8cmで、半紙2枚を貼り合わせる（図9）。表面には本陣の配置図兼平面図が描かれており、後述の通り、建物は一部2階建てで、2階部分は貼紙に描かれる。裏面は無記載である。紙面には製作者や製作年、提出先等に関する記載はない。各建物や間取りは墨線で描かれ、坪数や建具の種類、建物間や敷地境界までの距離、植栽は朱書きされる。当史料は記載内容から宿割図に属する史料と考えられる。

図面の縮尺は1尺=303mmとして、およそ100分の1で描かれている（図10）。方位

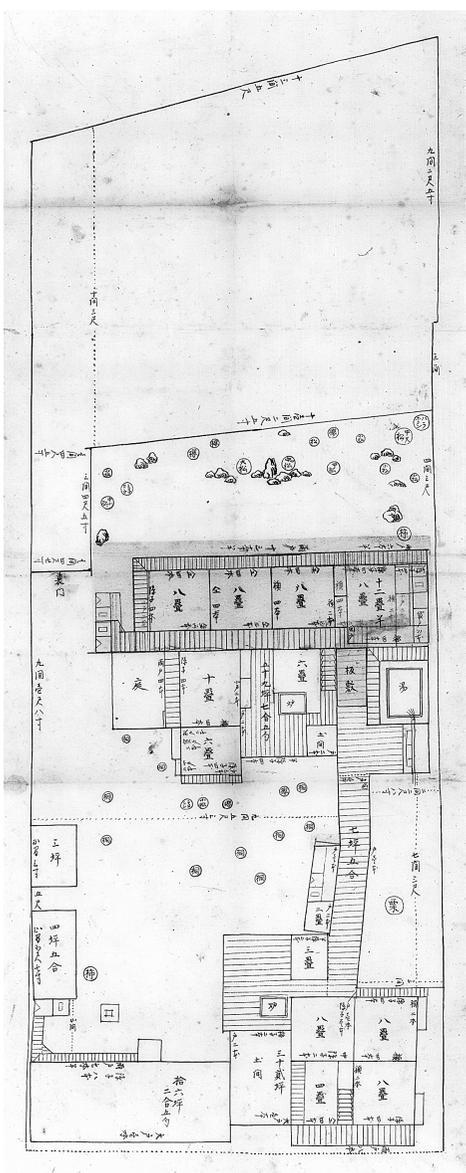


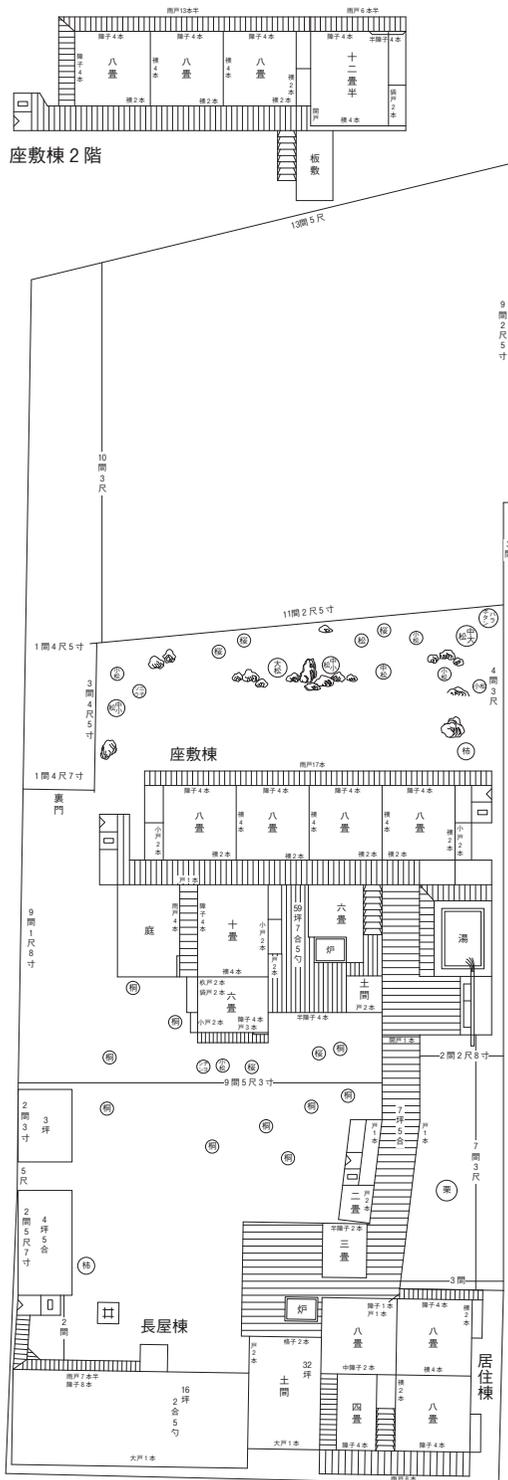
図9 「本陣絵図面」

の記載はないが、本陣の位置は江戸時代を通して不変であり、図10向かって右手が江戸側（北東）、左手が京・大坂側（南西）である。なお、以下では便宜上、往還側正面を東、背面山手を西、京・大坂側を南、江戸側を北として詳述する。

敷地 敷地は正面側と背面側で東西2区画に分かれ、背面側の敷地奥は山裾に沿うよう、斜めの形状を呈する。正面側の敷地には配置図兼平図面が描かれ、背面側の敷地は敷地外形の法量のみで、建物等の描写はない。

正面側の敷地は各室の規模から算出して、間口は約14間と非常に広く、奈良井宿の中でも最大である。背面に奥庭を設け、奥庭の北西隅までの奥行は約24間とする。南面は奥庭横にやや東に引き込んで裏門を設け、裏門までの奥行は約19間、奥庭の区画西南隅までは約23間とする。背面側の敷地は北におよそ1尺程度張り出すが、間口は正面側とさほど変化がないように描かれる。正面から背面側の敷地奥行までは北面で約36間半、南面で約34間である。本陣絵図面に描かれる敷地全体の規模は約491坪で、そのうち正面側の敷地は約311坪である。

屋敷構え 続いて、敷地内の建物構成では、正面側の敷地は正背面に分棟形式で建物を配し、渡り廊下で繋ぐ。正面の往還沿いには南北に2棟建つと推定する。背面の2階建の建物は本陣



1階 ※図中の建具数や距離、坪数はアラビア数字に改め、旧字は新字に改めた。
また図中の建物名は筆者が追記したものである。
図10 「本陣絵図面」トレース図 1：400

主屋とみられる。当絵図面には建物名称は無記載のため、ここでは便宜上、その建物の機能を推定して、正面北（江戸側）の建物を「居住棟」、南（京側）を「長屋棟」、背面側に建つ2階建を「座敷棟」と仮称する。

通常、本陣には往還に面して門（御成門）を備えるが、居住棟および長屋棟には往還に面して「大戸1本」と記載があるものの、「門」の記載はない。裏門の記載があるため、記載漏れでもないであろう。つまり、当絵図面の本陣には往還沿いに門はなかったと考えられる。長屋棟の西側には便所を設け、縁で接続する。便所西には南面の敷地境界に沿って別棟の建物が2棟建つ。この2棟は土蔵や納屋などの付属屋であろう。長屋棟とこれら付属屋に囲まれた空閑地には井戸を設けている。

居住棟の背面側には板間があり、そこから座敷棟まで渡り廊下がのびる。渡り廊下の南には便所を設ける。座敷棟は2階建の大規模建物で、背面には石庭の奥庭が位置する。奥庭の南には裏門が建つ。座敷棟正面と渡り廊下、居住棟背面に囲まれた屋外部分には複数の植栽が植わるものの、造作された庭園か否かは不明である。

居住棟 次に各建物の間取りや特徴をみていく。本陣絵図面には間取りに加え、建具の表記もあり、各室の柱間装置や壁の位置もおおよそ推定できる¹¹。

居住棟は間取りの規模から間口6間、奥行約5間、切妻造の南北棟建物で、背面側の板間部分は角屋と推定する（図11）。図面には「三十二坪」と坪数が記載され、2階の床面積

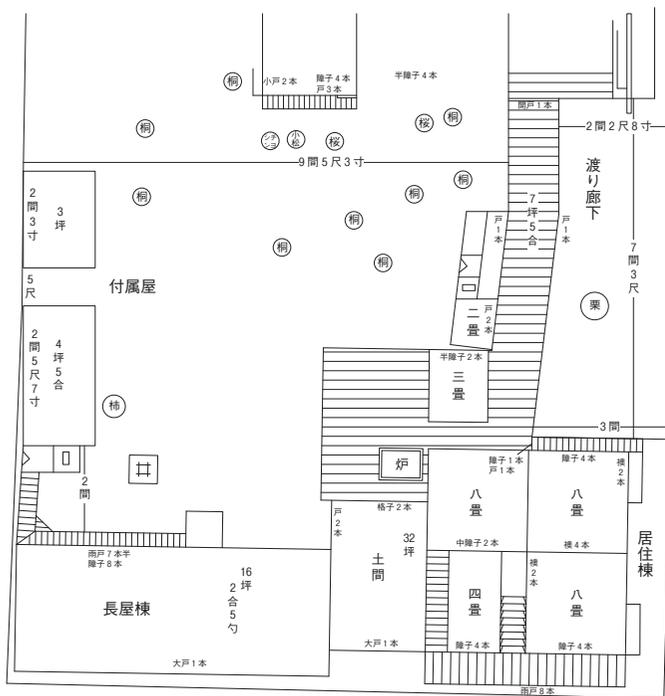


図11 居住棟・長屋棟・付属屋・渡り廊下 平面図 1 : 300

を含めないと仮定すると、後述の縁を除き、土間を含めた居住棟1階の床面積と合致する。平面は正面左手（京側）に土間を配した2列2室の間取りで、土間は12畳大とし、往還に面して大戸を設ける。背面板間との境は格子戸2本、南面の長屋棟裏に通じる部分には引違いの板戸とみられる戸を入れる。

正面下手（土間側）の室は奈良井の伝統的町家におけるミセに相当する。

梁間方向の2畳大の板間と4畳の畳を敷く。この板間は式台であろう。柱間装置は正面側を障子戸4本、背面側は「中障子二本」とあり、柱間両端を壁とした引分けの障子戸と推定する。上手（北）に2階へあがる階段を設ける。正面上手は8畳の和室でオクミセに相当する。北東隅に棚もしくは床の間の張り出しを設ける。先述の下手の部屋との境は襖2本を入れ、階段横はおそらく壁であろう。背面側の室との境は襖4本を入れる。前列2室の正面側には通しの広縁を設け、その正面側に兩戸を設ける¹²。

後列下手は8畳の和室で、奈良井の伝統的な間取りでは、カッテ（居間）に相当する。土間境や後述する背面の板間との境には建具の記述はないが、2面とも壁で閉ざすとは考えにくい。後述のように、この8畳と奥の板間も合わせてカッテの機能があると考えれば、建具は設けていなかったと推定する。後列上手は8畳の和室とし、伝統形式のザシキに相当する室である。北西隅に張り出し部を設け、襖2本と記載することから押入であろう。背面に出の小さい濡れ縁を設ける。ザシキとカッテの境には建具表記はなく、詳細不明である。なお、居住棟2階は表記がないため不明であるが、可能性として、先述の後列下手の部屋をカッテとした場合、上部は吹抜けの可能性が高く、また後列上手がザシキであるとする、天井高が高い可能性がある。つまり、後列上部は2階を設けることが難しく、2階は1階前列上部の正面側のみであったと推定することもできる。

最背面の板間は約20畳大の板敷空間で、居住棟の背面に突き出して設けられ、下屋もしくは角屋の形式と考えられる。板間の内、カッテ後方に1畳大の板敷を挟んで、3畳分の畳敷を設ける。また土間のすぐ背面側に1畳大の炉を設ける。柱間装置に関する記述は少なく、先述の土間境の格子戸と、畳敷の「三畳」の背面側には半障子と記され、成が腰高よりも低い障子を入れていたと考えられる。建具の表記のない壁面では、外周まわりは壁、カッテに面する部分は先述の通り、カッテと一連の空間と考えて開放とみる。ザシキ背面の縁とも接続し、境には障子戸1本および戸1本が設けられる。大名等の休泊に際しては、長持や駕籠、その他荷物等の置き場が必要となるため、本陣の建築では入口に大きな板間を設けることが要求されるという¹³。この板間がこれに該当し、荷物置き場の機能も併せもつと考えられる。

以上のように、居住棟は大名等の休泊施設というよりも家主の居住空間で、間取りも奈良井の伝統的町家に類するものである。旅籠として機能する場合、居住棟2階は家主家族の居住空間となるため、あえて図面を作成、提出することはなかったと推察する。

長屋棟および付属屋 往還に面して建つ長屋棟とその背面側に2棟建つ付属屋は、詳細な間取りの描写はなく、階数も不明である。まず長屋棟は建坪16坪2合5勺で、建物規模から間口（南北）約6間半、奥行2間半と推定される。おそらく切妻造平入の南北棟建物であろう。正面側中央付近に大戸1本を設け、背面側には中央に張り出した描写があり、

そこから南に縁を設けて、南面敷地境界で西に折れて便所へ接続する。便所の西には東西に2棟の付属屋が建ち、東の付属屋は便所の西面に接し、東西規模は2間5尺7寸、建坪は4坪5合とあり、南北規模は約1間半となる。東の付属屋と長屋棟までの距離は2間である。西の付属屋は東西規模が2間3寸、建坪は3坪で、奥行（南北）規模は2間弱とする。東西付属屋間の距離は5尺である。

長屋棟は大戸を構え、かつ背面に縁をもち、内部は土間と床上部を備えていたことが読み取れるが、それ以外は不明である。2棟の付属屋は建物規模から土蔵や納屋などであると推定する。長屋棟とその付属屋は間取りの描写はなく、休泊に供する建物ではなく、専ら内向きの建物と推察する。

渡り廊下 渡り廊下の幅はおよそ1間で、建坪は7坪5合と記される。東西規模は居住棟板間から座敷棟までで約4間半とみられる。居住棟板間から西で北にやや柱筋を振って配置され、便所の西端の位置から折れて座敷棟に直交する。床は板敷で、先述の通り、廊下南面に便所を設ける。便所は東西2室に分かれ、東には二畳の畳敷の室を設け、廊下との境は板戸で間仕切る。西半は便所部分で、西端の廊下境に板戸を1本設ける。便所西端の廊下を挟んだ北面にも同じく板戸1本を設け、渡り廊下北の屋外へと通じる。また座敷棟との境には間仕切りとして開戸1本を設ける。渡り廊下の南北両側面には建具の表記が

少ない。居住棟板間との境界に建具等の表記がないため、渡り廊下も室内で続いていたと考え、南北両側面は手すり等を備えた開放ではなく、壁と推定する。

座敷棟 座敷棟は間取りから、桁行は9間半、梁間7間弱とする2階建の南北棟建物である（図12）。建坪は59坪7合5勺と記され、後述する各室の規模から、1階台所の板間や6畳の畳敷、1・2階の畳敷の居室部分を合算した面積である。廊下や便所、浴室は含めず、大名やその家臣、従者らの休泊に供する範囲を示していると考えられる。

各階の間取りは、1階は中廊下を介して東西に機能は大別される。中

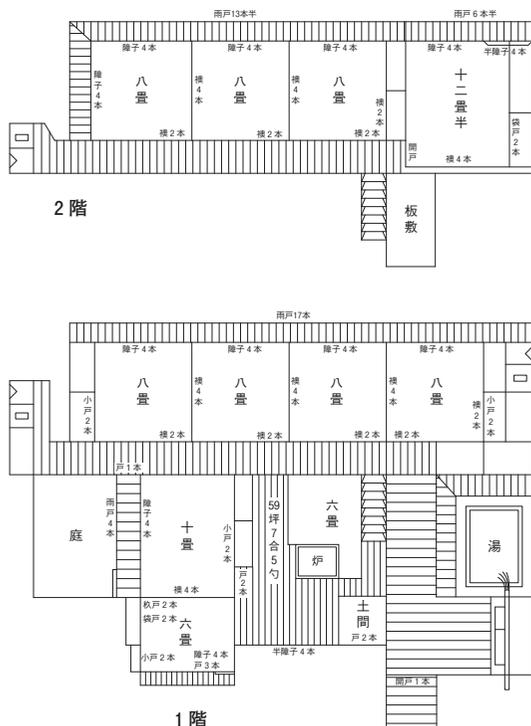


図12 座敷棟 1・2階平面図 1:300

廊下東側は、南端に区画をもつ庭を配し、その北に10畳と6畳の居室（以下、部屋名を十畳、六畳と仮称する）が東西に並び、さらに北には畳敷の膳所を備えた台所とみられる板間、渡り廊下の延長にある板間の空間を介して、最北に浴室が位置する。中廊下西側は8畳の居室を4室並べ、最北に便所がある。また西面には間口いっばいに縁を設ける。中廊下の南端には便所を設け、2階へ上がる階段は台所の北端に設ける。2階の間取りは階段を上った先に廊下があり、廊下西面に8畳の居室を3室並べ、最北には12畳半の座敷を設ける。廊下の最南端には便所を備え、2階居室の南面から西面にかけて縁をまわす。階段北には板敷と記されたおよそ4畳大の場所が設けられる。

次に座敷棟の各室の造作をみていく。1階南端にある区画された庭は、北の十畳との間に縁を設ける。おそらく区画塀をめぐるせた内庭とみられるが、縁を式台と捉えるならば、大名等の玄関である白砂の庭の可能性が高い。縁の庭側には雨戸4本、十畳側には障子戸4本を入れる。十畳は北面に張り出しを設け、小戸2本と記される。この張り出しは床の間と床脇であろう。六畳との間には襖戸4本を入れ、西の中廊下境には建具表記がなく、開放であった可能性が高い。六畳は東面に浅い縁を設け、南面には戸棚とみられる張り出しをもつ。縁との境には障子戸4本と戸3本を入れる。南面の棚は東西に分かれ、東の棚は出が浅く、小戸2本を入れる。西の棚は杵（スギ）戸2本、袋戸2本と記され、上下2段に分けた戸棚とみられる。六畳の北面には、北にある台所との境に戸2本と記される。台所はおよそ20畳大の空間で、中央に大きな炉を設ける。北西隅に2階へあがる階段を置き、階段南の6畳大の畳敷は膳所とみられる。北東隅には2畳大の土間があり、東面には戸2本とあることから、勝手口であろう。台所東面は勝手口の南に半障子4本と記され、成の低い障子窓を示すと考えられる。台所西面や北面の廊下に面する部分には間仕切りの記載はない。台所北の渡り廊下に接続する板間はおよそ11畳大とする。その北に位置する浴室は、およそ3畳大の大きな浴槽をもち、浴槽の南と西に板敷を設ける。浴室西面に板間ではない小部屋が2室並び、浴室前室であろう。浴室東面には樋のような導湯設備を通じて浴槽に湯が注がれる描写があり、ここは釜場とみられる。

中廊下西側の4室はいずれも8畳で、各室境には襖4本を入れる。西面の縁境に各室とも障子戸4本を入れ、東面は襖2本とする。襖の表記は南3室では北寄りに、最北の室では南寄りに記されることから、建具は片方に寄せて、残り半分は壁と考えられる。南端および北端の室には床の間を備え、北端の室は床の間の北に便所を設ける。西面に設けた南北通しの縁は外側に雨戸17本と記され、戸締りが可能であったことがわかる。

2階は最北に12畳半の座敷を設け、この座敷が最も格式の高い上段の間であろう。北面に床の間と床脇を備え、床の間は間口がおよそ1間半の大床で、西面には小障子4本とあることから、付書院も備えていたことがわかる。東面は襖戸4本を入れ、廊下に面して開

には間口1間4尺7寸で裏門を設けるが、門の具体的な形式は不明である。

各敷地境界には区画塀が設けられていたことが想定される。本陣絵図面では、往還に面した正面側は敷地境界を点線で示し、その他の境界は実線で描かれている。よって、この実線は区画塀を示し、正面側には塀はないという意味と解釈できる。しかしながら、区画塀の形式については絵図面からは読み取ることができず不明である。

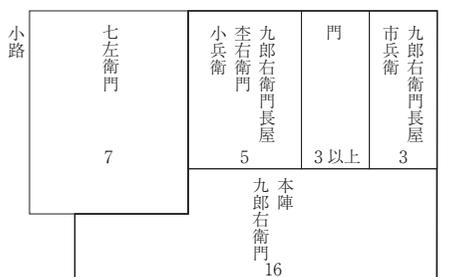
以上のように、本陣絵図面には本陣職であった亀子九郎右衛門家の詳細な建物配置や間取りが読み取れる。付属屋等も含めた各建物の建坪は合計123坪となる。居住棟は往還に面して建ち、奈良井宿の伝統的形式を備えた町家であると考えられる。いっぽうで、本陣建築特有の広い板間空間も有し、大名等が休泊したであろう座敷棟は、間取りや庭園からみても書院造の系譜をもつ客殿として建築されていたことが指摘できる。

V 「本陣絵図面」の宿絵図との比定と建築年代

各宿絵図の敷地形状や間口との比較 本陣絵図面の敷地形状をみると、往還沿いの間口は約14間で、背面側の間口も約14間程度であり、正面と背面で間口の変化はさほどない。第Ⅱ章でみたように、絵図1・4・5・6・7は本陣の北隣に往還に面して別の敷地があり、その敷地背後で江戸側に本陣の敷地が拡張しており、本陣絵図面とは整合性が取れない。各絵図ともどこまで正確に敷地形状が描写されたかは不確定であるため、この敷地後方の拡張規模からは絵図面との比定は難しい。そこで、隣家を含めた本陣付近の変遷や往還沿いの間口の変化から、さらに考察を深めたい(図14)。

本陣の京側は絵図1では隣家が建つものの、以降では神明宮に通じる小路が継続して位置し、本陣敷地の京側に大きな変化はない。いっぽう江戸側は、絵図2では江戸側の隣地に、間口3間の八右衛門、間口2間の惣兵衛、間口7間の六郎左衛門(下問屋手塚家)と並び、文化7年(1810)の『町並竈覚帳』でもこの並びである。天保10年(1839)の絵図7および天保14年(1843)の絵図3では、八右衛門と惣兵衛の名はなく、本陣の江戸側は手塚六郎左衛門(下問屋手塚家)である。つまり、両敷地は天保10年までに本陣か六郎左衛門の敷地に合筆されたと考えられる。しかしながら、六郎左衛門の敷地は絵図1から幕末まで、間口7間のまま同位置で継続すると考えられるため、八右衛門と惣兵衛の敷地は本陣に合筆されたと考えるのが自然である。絵図4では同位置を「明家」とし、絵図5では「明地」、絵図6ではさらに二分し、江戸側に「清助」の名が記される。絵図4以降は継続して本陣敷地とは区別して記されており、江戸側の隣地には本陣絵図面の居住棟のような建物はなかったと考えておきたい。

絵図1では先述の通り、門とその両隣の長屋を合わせて11間以上はある。絵図2では本



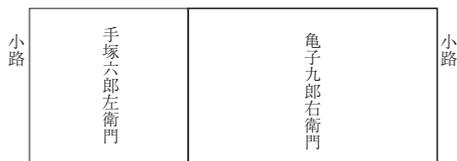
絵図1 貞享3年



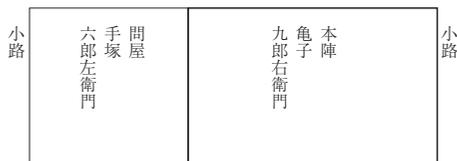
絵図2 文化元年



町並竈覚帳 文化7年



絵図7 天保10年



絵図3 天保14年



絵図4 天保14年～安政2年
※各図に記す数字は間口の間数を示す

図14 本陣付近の所有者の変遷

陣の具体的な間口の記載はないが、本陣以外の最も間口の広い敷地は、上町山側の弥五左衛門宅の8間4尺であるため、宿内で最も格式が高いであろう本陣は同等以上の間口であったことが想定される。つまり、八右衛門や惣兵衛の敷地を本陣に合筆した絵図3・7では、本陣の間口は13間以上であったと考えられ、本陣絵図面に描かれた間口とも齟齬はない。絵図4以降では、八右衛門と惣兵衛の敷地が明地として表記され、同絵図に描かれた他の敷地の規模から判断して、明地部分は間口4間前後で、本陣の往還沿いの間口は8間半前後と考えられる。

以上のように、敷地形状と往還沿いの間口から判断すると、絵図3・7が最も類似し、本陣絵図面の製作年代は文化7年以降、天保14年以前ということになる。

史料の性格と所蔵者 絵図1は宿や各建物の規模を記した明細図で、絵図3は主に各家の職業明細図、絵図7は台帳付随の公図的性格がある。本陣絵図面は建坪や建物内部の描写の有無など、宿割図の性格が強く、史料の性格から、この本陣絵図面は絵図1・3・7に直接付随するものではないと判断できる。

次に、本陣絵図面は上問屋手塚家に残されていたものである。上問屋手塚家は亀子九郎右衛門家らとともに、奈良井村の村政を担当する村役人を代々勤めていた。本陣絵図面の製作年代と考えられる文化7年から天保14年の間は、奈良井村において村政の転換点でも

あり、天保9年(1838)に亀子家は庄屋役を罷免され、かわって上問屋手塚家と、同族である下問屋手塚家(手塚六郎左衛門)がともに庄屋役に就任し、以後幕末まで上問屋・下問屋の両手塚家が庄屋役と問屋役を独占することとなった(註7参照)。庄屋役であれば、

本陣である亀子家の絵図面を所持していることも十分に理解できる。

本陣絵図面の製作年代と絵図との比定 以上のように、絵図1～7のうち、本陣絵図面の敷地間口と隣家との関係から、天保10年（1839）の絵図7や天保14年（1843）の絵図3が合致する。しかしながら、史料の性格を鑑みると、絵図3や絵図7に付随するものとは考えにくく、別の

宿絵図がかつて存在し、それに付随するものであるか、もしくは本陣単体で製作されたものとするほうが自然である。また、文化7年（1810）の「町並竈覚帳」に記される江戸側隣家の2軒はその後本陣に合筆されたと考えられ、本陣絵図面は合筆後の状態が描かれているとみられる。つまり製作年代の上限は文化7年となる。

いっぽう、天保14年の調査記録である「中山道宿村大概帳」では建坪174坪と記される。本陣絵図面に記される建坪は合計123坪であり、「中山道宿村大概帳」とは合致しない¹⁶。つまり、天保14年頃の本陣と本陣絵図面に描かれる本陣は異なる可能性があり、絵図3との前後関係は不明であるが、天保14年よりも古いと考えるべきであろう。

以上のことから、本陣絵図面の製作年代は文化7年（1810）の「町並竈覚帳」よりも新しく、天保14年（1843）の絵図3や「中山道宿村大概帳」よりも古い時期と考えることができ、およそ19世紀前期頃の本陣建築を描いたものとみられる。既存の絵図面に付随するものではなく、別の宿割図に付随するもの、もしくは本陣単体で製作されたものと考えられる。

建築年代の推定 では、この本陣絵図面に描かれる本陣はいつ建築され、いつまで継続して使用されたのであろうか。まずは奈良井宿での大火の記録を確認したい。奈良井宿では幾度も大火に見舞われている。本陣が火災によって焼失したという具体的な記録はないが、上述の本陣絵図面の製作年代と考えられる文化7年～天保14年までの間には、奈良井宿で7件の火災が生じている（表2）。このなかで文化10年や文政10年、天保3年の大火は中町付近で生じたものであり、本陣も罹災した可能性がある。なお、天保8年も上町を中心とした大火が発生したが、本陣は罹災していないと考えられる¹⁷。さらに、本陣絵図面が天保3年の大火後に再建された本陣を表しているとすれば、建て替えがない限り、「中山道宿村大概帳」製作時の天保14年の調査では、本陣絵図面と同じ建物を調査しているはずである。したがって、文化10年もしくは文政10年の火災で被災し、再建された建物と考えることができる。再建であれば、宿割図に付随するものではなく、本陣単独で絵図面を製作した可能性も十分に首肯できよう。

表2 奈良井宿での大火（文化～天保期）

年代	被害内容
文化10年（1813）	中町6軒
文政元年（1818）	上町97軒
文政10年（1827）	中町半分 下町221軒
天保2年（1831）	浄龍寺焼
天保3年（1832）	65軒
天保4年（1833）	奈良井通り
天保8年（1837）	上町（一部中町）127軒

VI おわりに

建築・庭園の特徴 本陣絵図面に描かれる本陣は、往還沿いには居住棟や長屋棟を建て、そこから引き込んだ位置に本陣主屋（客殿）を別棟で建てる形式とし、本陣特有の広い板間も居住棟に備える。いっぽう、特異点として、往還に面して御成門が存在しないことが挙げられる。奈良井にある長泉寺には本陣の門を移築したといわれる山門が現存し、これは本陣絵図面に記された裏門やのちに再建された本陣の御成門かもしれない。往還沿いに建つ居住棟や長屋棟は切妻造平入の伝統的な町家形式と想定できる。絵図1の本陣は正方形に近い平面で、長野県中南信地方に分布する上層民家、いわゆる本棟造の形式であったことが想像できる。しかしながら、本陣絵図面に描かれる座敷棟は横長平面であり、積極的に本棟造とは認められない。さらに、本陣絵図面では外部空間として庭園や植栽の記載があることも特徴的である。特に座敷棟背面の奥庭は、詳細な庭石の描写や植栽配置をうかがうことができ、本陣に設けられた客殿に面する庭園の子細を知り得る。

以上のように、本陣絵図面に描かれる本陣建築および庭園は、19世紀前期頃と推定される本陣の様相を窺い知ることができる貴重な事例といえる。

「本陣絵図面」の史的価値 旧中山道の宿場町では、部分的なものも含めて、芦田宿本陣土屋家（北佐久郡立科町）や旧下諏訪宿本陣岩波家（下諏訪町）など、江戸時代の本陣建築が現存する。木曾十一宿では妻籠宿脇本陣の奥谷（林家住宅、明治12年築、国指定重文、木曾郡南木曾町）が現存するが、本陣は現存しない。現存遺構の他に、木曾十一宿では本陣を描いた絵図面が妻籠宿や三留野宿、福島宿などに残されている。妻籠宿本陣は現存する絵図面と発掘調査をもとに、江戸後期の本陣が復原されている¹⁸。奈良井宿の本陣に関する歴史資料は非常に少なく、建築資料に至ってはこれまで皆無であった。本陣絵図面の発見は奈良井宿の本陣の歴史や建築を知る上で非常に貴重な史料である。本陣絵図の分析を通して、屋敷構えや主要な建物の間取りが把握でき、上記のように製作年代や建築年代をある程度推察することができた。他の宿場町に存在した本陣建築の比較をおこなう上でも、当史料は非常に貴重なものであり、重要史料に位置づけられる。

今後の課題と展望 本稿では史料紹介と分析のみに留まり、他の宿場町の本陣との比較検討までは至らなかったが、これら現存する本陣建築や本陣を描いた絵図面との比較をおこなうことで、奈良井宿の本陣建築の特質や時代の特徴を考察することが可能であり、さらに中山道や他の街道に位置する宿場町の本陣建築のより一層の解明につながることを期待される。これらは今後の研究課題としたい。

謝 辞

本稿の執筆にあたり、手塚宏平氏には史料のデジタル化および図版使用を快諾していただいた。絵図面のデジタル化および本稿執筆に関しては、塩尻市教育委員会の渡邊泰氏、櫻山博史氏に多大なるご協力をいただいた。庭園の植栽については、文化遺産部遺跡整備研究室の高橋知奈津氏にご助言をいただいた。末尾に記して感謝の意を表する。

註

- 1 奈良井宿の伝建調査の報告書は、奈良国立文化財研究所 1976『木曾奈良井一町並調査報告一』である。その後、平成15年（2003）に徳利屋原家住宅の調査（奈良文化財研究所 2004『徳利屋原家住宅調査報告書』 榎川村町並み文化整備課）をおこなった。平成17年（2005）には上問屋手塚家住宅の調査（奈良文化財研究所 2006『上問屋手塚家住宅調査報告書』 塩尻市教育委員会）を実施している。近年では、平成30年（2018）に旧中村家住宅の調査（奈良文化財研究所 2019『旧中村家住宅調査報告書』 塩尻市教育委員会）をおこなった。
- 2 「宿絵図」とは宿場町の宿割や明細を描いた絵図の総称として、上野邦一氏によって名付けられたものである。本稿でもこの名称を用いる。上野邦一 1976「木曾十一宿の宿絵図について―宿絵図の概要―」『日本建築学会論文報告集』第243号。
- 3 本陣に関する既往研究では、まず大熊喜邦に端を発し、東海道本陣の平面構成の分析を通して、基本型、遮蔽型、広場型、後退型、大土間型の5つの類型を指摘した（大熊喜邦 1942『東海道と其の本陣の研究』 丸善出版）。これに続き、大島延次郎が大熊の分類を全国規模でおこなっている（大島延次郎 1960『本陣の研究』 吉川弘文館）。その後、上野邦一が大熊の分類の不備を指摘し、「敷地と建物が道路に面するか否か」、「座敷部と居室部が1棟か別棟か」、「居室部と座敷部との位置関係」の3点による分類を提唱している（上野邦一 1990『日本の美術 第285号 宿場と本陣』 至文堂）。近年では現存する本陣の寸法体系による分類を試みた研究もある（神長優太、重枝豊 2020「本陣建築の平面構成の再評価に関する一考察」、『2019年度日本建築学会関東支部研究報告集Ⅱ』）。
- 4 「屋舗田畑画図面」（塩尻市教育委員会所蔵）は天保10年（1839）に製作されたもので、奈良井村や平沢村の田畑および屋敷や裏屋を色分けして描き、敷地一筆ごとに地番と所持者を記している。「屋舗田畑画図面」の表紙には「享保九年辰御検地帳を以て天保十年亥これを新造す」と明記され、一対となる史料に「信州筑摩郡奈良井村検地帳」（塩尻市教育委員会所蔵）がある。この検地帳の表紙にも天保10年に写したことが明記され、享保9年（1724）から明治初年頃までの所持者の変遷が記される。これら2点の史料は、天保期の飢饉や財政問題など社会的変動が増大したなかで、耕地や屋敷の所持状況の再把握を目的としたものと推察され、「紙本著色奈良井村絵図」として平成16年に塩尻市有形文化財に指定されている。
- 5 旧中村家住宅調査後の令和元年（2019）に、奈文研ではこれら奈良井宿に関する宿絵図のデジタルスキャンをおこなった。本稿にて掲載する宿絵図および絵図面はこの時のスキャンデータである。なお、絵図1～6は令和3年に塩尻市の有形文化財に指定されている。
- 6 前掲註1、『木曾奈良井一町並調査報告一』 p.102。
- 7 本陣職としての亀子家に関する史料は少なく、「安政五年五月 乍恐御尋に付奉申上候」には「代々本陣役相勤来候 本陣 九郎右衛門」と記され、江戸時代を通じて代々本陣職を勤め、安政5年（1858）の時点では本陣職であったことがわかる（榎川村教育委員会 1988『榎川村

近世史料集（4）』 pp.92-93所収）。江戸時代の奈良井村では、村政を担当する村役人は庄屋2名、年寄2名の構成で、角田家、野村家、沢田家、亀子家、手塚家の五家が独占して交代しながら勤めていた。天保4年（1833）から続いた天保飢饉や同8年の大火も影響し、村財政が逼迫した。財政を預かる村役人の不正疑惑なども取りざたされ、天保9年に亀子家は庄屋役を罷免された。この一件により、17世紀初頭から続いた村政を支配する五家のうち、手塚家（上問屋）以外はすべて村政から姿を消すこととなった。亀子家は村政の重役ではなくなったものの、幕末まで本陣職は継続した（榎川村誌編纂委員会編 1998『檜物と宿でくらす人々 木曾・榎川村誌 第三巻 近世編』長野県木曾郡榎川村 pp.623-625）。

- 8 奈良井宿内を通る中山道は南西方向が京・大坂、北東方向が江戸に至る。本稿では方位・方向を示す際に、南西方向を京側、北東方向を江戸側と便宜上表記する。
- 9 前掲註7、『木曾・榎川村誌 第三巻 近世編』 pp.93-94
- 10 児玉幸多 1971『近世交通資料集5 中山道宿村大概帳』吉川弘文館 p.319。
- 11 本陣絵図面に記載の建具は、障子、半障子、小障子、襖、格子、戸、杵戸、雨戸、袋戸、開戸、小戸と細かく分類される。半障子は座敷棟1階台所にも同記載があり、成が腰高よりも低い障子戸で窓と判断した。また戸は主に外部に面する位置に設けられているため板戸と判断した。座敷棟1階の六畳にある杵戸の表記は棚の引戸と判断した。
- 12 現存する奈良井宿の伝統的町家は2階前面が1階よりも正面側に張り出す出梁造の形式が一般的で、1階正面に広縁はない。絵図2では特に間口の広い大規模町家において、1階正面に広縁をもつ事例を確認できるが、絵図4では全く事例を確認できない。この広縁が母屋に含まれるのか、下屋形式であるかは本陣絵図面では判別できないが、大規模町家の特徴といえる。
- 13 片岡永左衛門 1928『足柄史料』 p.129。
- 14 座敷棟東面の六畳手前には片仮名で「チョシン」と記される。石庭にあるバラやボタンなど、低木や草木は片仮名で記載しており「チョシン」もその類と考えられる。「チョウジ」の別名や方言と考えれば、丁子や沈丁花が該当するが、いずれも断定はできなかった。
- 15 「三子ソウ」は「三子草」であり、「三子」は春草、春竜胆、堇の三種を指す（『日本国語大辞典』）。バラとボタンがともにひとつの丸印で囲まれていることから、これら三種の植物を寄せ植えしていたと考えられる。
- 16 本陣絵図面に記載される総建坪は合計123坪である。座敷棟の延床面積は1階が約74坪、2階が約38坪で、合計112坪となる。居住棟の1階は板間部分まで含めて約44坪であり、休泊に要する部分であれば、計156坪となる。渡り廊下部分も含めれば約164坪で、174坪には若干少ない数値となる。いずれにせよ、中山道宿村大概帳の建坪の記述とはうまく合致しない。さらに、本陣絵図面には往還側に門はなく、「門構附」の記述とも合致しない。
- 17 天保8年の大火後に大火の被害状況を記録した「御隠密方江書上帳扣」によれば、本陣の建物が被災した記録は確認できない。また、この史料の記述から当時の焼失範囲が復原されており、本陣敷地はこの範囲外である（前掲註1『木曾奈良井一町並調査報告一』 p.30）。
- 18 奈良国立文化財研究所編 1986『妻籠宿本陣跡地発掘調査報告』南木曾町。

挿図出典

図1、10～14：筆者作成 図2：平野家所蔵 図3～5：上問屋手塚家所蔵
 図6、7：榎川歴史民俗資料館所蔵 図8、9：塩尻市所蔵